

第25回 2022年 まちづくり・都市デザイン競技 応募要領

- 対象地区** 栃木県宇都宮市「宇都宮駅西口周辺地区」
- テーマ** 県都の玄関口にふさわしい風格を備えた
未来都市うつのみやのまちづくり
- 主催** まちづくり月間全国的行事実行委員会、
(公財)都市づくりパブリックデザインセンター
- 後援** 国土交通省、宇都宮市

1. 趣旨

これからのまちづくりにおいては、そこに生活し活動していることの豊かさが実感でき、誇りのもてる優れた景観を備えた環境整備が重要になっています。

現在の活動にふさわしい新たな都市景観の形成には、まちの歴史や環境に配慮しながら、その都市固有の品格を備え洗練された表現と演出が求められ、その魅力が都市に活力を呼び戻し、新たな賑わいを伴って、まち全体が活性化していくことが期待されています。

こうしたまちづくりの課題を踏まえ、本「まちづくり・都市デザイン競技」は、地域にふさわしい整備構想とまちのデザインについての提案を広く一般から募り、まちづくりに対する国民の関心を高めるとともに、活力ある美しい景観を備えたまちづくりの実現に寄与することを目的として、平成10年度より毎年実施しており、今年度で第25回目を数えます。

2. 対象地区

栃木県宇都宮市は、栃木県のほぼ中央、東京から北に約100kmの距離に位置する県庁所在地で、北西に遠く日光連峰を望み、近くは大谷、古賀志、鞍掛の丘陵が伸び、東に鬼怒川の清流、中央に田川、東南には関東平野が開け、美しい自然に恵まれています。また、古くは二荒山神社を中心とした門前町として栄え、平安末期に宇都宮城が築かれ城下町となり、江戸時代には奥州、日光街道の要とし

て繁栄してきた歴史があります。現在は南北には東北新幹線、在来線の東北本線、東北自動車道、国道4号が、東西には北関東自動車道が市内を貫くなど、主要な交通が交差する要衝となっています。

JR宇都宮駅の西側は都心部として、都市全体の発展をけん引する都市拠点であり、さらには「宇都宮の顔」となるエリアであることから、本市が目指すスーパースマートシティの土台となるネットワーク型コンパクトシティ（NCC）形成をより一層推進するため、都市の様々な機能の集積などによるにぎわいや交流の促進などを進める「拠点化」とLRT、バス路線、地域内交通など総合的な「公共交通のネットワーク化」を一体的に進めることで、誰もが豊かで便利に安心して暮らすことができ、持続的に発展できるまちの実現を目指しています。

今回の対象となる地区は、県都の玄関口として広域交通と域内交通の結節する交通の要衝に位置するとともに、政治・経済・文化の中心として発展してきた都心部地区への玄関口でもある「宇都宮駅西口周辺地区」（約25ha）とします。

3. 宇都宮駅西口周辺地区におけるまちづくり

現在、宇都宮駅の周辺では、東側におけるLRT開業や東口地区のまちびらきなどが控えていることや、西側におけるLRT導入や市街地再開発事業などの検討が進んでいることもあり、駅西口周辺地区のまちづくりに対する機運が高まっている状況であります。

さらに、LRT導入を契機としたさらなる交通結節機能の強化を図るためにも、駅前広場の再整備が必要となることから、交通、空間、環境、景観といった現状の駅前空間における課題を踏まえつつ、県都の玄関口にふさわしい風格と魅力ある都市空間を形成していく必要があります。

4. 宇都宮駅西口周辺地区内での新しい動き

現在対象地区においては、以下のような新しい動きが予定されています。

(1) (仮称) 都心部まちづくりプランの策定 (検討中)

JR 宇都宮駅西側への LRT 導入を見据え、LRT を基軸とした公共交通と一体となった魅力あるまちの将来像を描いた「都心部まちづくりビジョン (令和 4 年 2 月策定)」の実現に向け、官民が協働で取り組むため、道路や沿道の土地、建物などの「街なか空間」において、居心地がよくウォーカブルな街なか空間形成に必要な機能や使い方、多様なまちの機能の充実に向けた誘導方針、その方針を踏まえたまちづくりに貢献する民間開発に対する支援制度などの方策等を盛り込んだ「(仮称) 都心部まちづくりプラン」を策定する予定としています。

(2) (仮称) JR 宇都宮駅西口周辺地区整備基本計画の策定 (検討中)

JR 宇都宮駅西口周辺地区は、県都の玄関口として、広域交通と域内交通の結節する交通の要衝に位置するとともに、政治・経済・文化の中心として発展してきた都心部地区への玄関口であることから、広域交流拠点にふさわしい風格ある都市空間の創出や高次な都市機能の集積、交通結節機能の強化を図ることが重要であり、そのためには、駅前広場の再整備や駅前地区における市街地再開発事業、低未利用地の利活用などの地区整備を一体的かつ効果的に推進する必要があることから、行政、地域、事業者などまちづくりに関わる関係者が共有する駅西口周辺地区の将来像や整備方針、駅前広場の整備イメージなどをまとめた整備基本計画を策定する予定としています。

(3) 市街地再開発事業の検討及び実施 (実施中)

宇都宮駅西口南地区において、市街地再開発事業を実施中であり、令和 3 年 4 月に都市計画決定、令和 4 年 7 月に組合設立認可している状況であります。事業概要については別添「参考資料 1 市街地再開発事業「宇都宮駅西口南地区」(実施中)」をご参照ください。

宇都宮駅西口大通り南地区においては権利者が準備組合を設立し、市街地再開発事業の検討を進めている状況です。

(4) 宇都宮駅東口地区整備事業 (実施中)

「人・もの・情報」などの交流と賑わいの創出を図るため、多様で高次な都市機能の導入により新たな都市拠点を形成するとともに、県都の顔である駅東口地区全体を象徴的な都市空間とするため、LRT 停留場や交流広場を中心とした施設配置により、LRT との一体感を醸成していくことを基本方針として整備を進めているところです。(事業の詳細は別添「参考資料 2 宇都宮駅東口地区整備事業 (実施中)」参照)

令和 4 年 11 月にまちびらきを予定しております。

(5) 宇都宮駅西側の LRT 導入 (検討中)

宇都宮駅東側における LRT が令和 5 年 8 月に開業となる見通しであり、西側については、大谷観光地付近までを検討区間とし、そのうち「宇都宮駅東口停留場～宝木町 1 丁目・駒生 1 丁目付近 (教育会館付近) (延長約 5km)」を整備区間としたところで

す。今後のスケジュールは、2030 年代前半の開業を目指しております。

5. 募集内容

本競技では、宇都宮市が目指す「子どもから高齢者まで、誰もが豊かで便利に安心して暮らすことができ、夢や希望がかなうまち『スーパースマートシティ』」の実現に向けて、以下のとおり、「(1) 対象地区の将来像及びまちづくりのコンセプト」と「(2) 将来像の実現に向けた整備・活用のアイデア及び整備手法」について、10～20 年後を見据えた提案を求めます。

また、提案にあたっては、「(3) 対象地区と周辺地区との連携及び回遊性の向上」について、ご留意ください。

なお、当競技の提案は、宇都宮駅西口周辺地区整備に向けた検討及びまちづくりの推進に活用していきたいと考えています。

(1) 対象地区の将来像及びまちづくりのコンセプト

令和 4 年 2 月に策定した「都心部まちづくりビジョン」を参考にしながら、宇都宮駅西口周辺地区が

果たす役割と、まちづくりを進めていく上でのコンセプトを設定した上で、行政、地域、事業者などまちづくりに関わる関係者が理想と考えるような将来像について、以下の2点に配慮しつつ提案してください。

① 宇都宮の都市構造の成り立ちやエリアの特性

本市の都心部は、JRコアとセンターコアの2つの都心核と東西／南北の2つの都心軸の二核二軸からなる都市構造によって形成されています。これらの都心核、都心軸とあわせて、宇都宮の魅力となっている賑わいや、田川・釜川を活かした水のネットワークを重要な都市構造として捉え、回遊しやすいまちを創出していくことが、都心部地区の活性化の視点として非常に重要であると考えております。詳細については別添「参考資料3 都心部地区の成り立ちと都市構造」をご参照ください。

② 宇都宮駅西口周辺地区における課題の解消

現在の駅前広場は、昭和58年に整備されたものであり、再整備にあたっては「交通」「空間」「環境」「景観」「社会状況」といった各項目における課題解消を含めて検討していく必要があると考えております。現時点において整理した課題については別添「参考資料4 JR宇都宮駅西口周辺地区における課題（検討中）」をご参照ください。

(2) 将来像の実現に向けて必要と考えられる機能の配置や、整備・活用のアイデア及び整備手法

対象地区におけるまちづくりのコンセプトを踏まえた将来像の実現に向けて、以下の4点について考慮しつつ、必要と考えられる機能の配置（行政・民間など）や、整備・活用のアイデア及び整備手法について提案してください。

また、対象地区は宇都宮駅西口北側の平面駐車場など低未利用地が点在していくことから、それらの整備・活用のアイデアや整備手法についても提案してください。

- ① 対象地区内における課題解決に向けた視点が入るように考慮してください。
- ② 整備手法などを検討する際は、実現性についても

一定程度、考慮してください。

- ③ 整備後の活用について、(特に公益的な機能が)持続可能な運営(組織や資金繰りなどの仕組みについて)となるようにマネジメントの観点も考慮してください。

- ④ 駅前広場(交通基盤施設など)だけでなく、対象地区を一体的に捉え、田川や旧奥州街道(旧篠原家住宅)などの自然・歴史資源を活かしつつ、まちづくりの視点から提案してください。

(3) 対象地区と周辺地区との連携及び回遊性の向上

対象地区は、政治・経済・文化の中心として発展してきた都心部地区への玄関口であることに加え、宇都宮駅東口地区のまちびらきや東側のLRT導入などの効果を西側へも波及させていくため、以下の周辺地区との連携及び回遊性の向上についてご留意ください。

① 都心部地区

宇都宮の顔である都心部は、1200年を超える歴史を持つ二荒山神社をはじめとした歴史資源や、オリオン通りなどの商店街、田川・釜川などの自然資源、さらには様々な祭りやイベントなどの行事とそれを担う人が総体となって「宇都宮らしさ」を形成していることから、これらの地域資源を活かしたまちづくりを推進していく必要があり、こうした都心部地区との連携及び回遊性の向上について考慮してください。

② 宇都宮駅東口地区

本年11月の「ライトキューブ宇都宮(交流拠点施設)」の供用開始を契機に、より多くのMICEを本市に誘致・開催し、交流人口の拡大による地域経済の活性化や新たなビジネス機会の創出による産業振興等につなげる狙いがあることから、こうした経済効果を東側だけでなく西側へも波及させていくため、宇都宮駅東口地区との連携及び回遊性の向上について考慮してください。

6. 関係資料の提供

本「応募要領」の他に、図面や参考資料を用意しています。事務局 HP よりダウンロードしてご利用ください。

(<https://www.udc.or.jp/>)

(1) 参考図面 (1/5,000)

- ・ 図1 対象地区の位置図
- ・ 図2 対象地区図 (別紙現地写真含む)
- ・ 図3 対象地区の用途地域図
- ・ 図4 実施中・検討中の事業及び主要施設分布図

(2) 白地図 (1/5,000)

PDF形式/JPEG形式 各1枚

※白地図の使用にあたっては、下記のとおりとします。

- ・ 目的外の使用はしないこと。
- ・ 目的外でデータの複製又は二次利用をしないこと。
- ・ 作成精度を理解したうえで使用すること。

(3) 参考資料

- ・ 参考資料1 市街地再開発事業「宇都宮駅西口南地区」(実施中)
- ・ 参考資料2 宇都宮駅東口地区整備事業(実施中)
- ・ 参考資料3 都心部地区の成り立ちと都市構造
- ・ 参考資料4 JR宇都宮駅西口周辺地区における課題(検討中)

宇都宮市の行政計画、各種施策、地図情報等は宇都宮市HPに掲載されています。

(<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>)

「第6次宇都宮市総合計画」(平成30年3月)

「第3次宇都宮市都市計画マスタープラン」

(平成31年3月)

「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」

(平成27年2月)

「宇都宮市立地適正化計画」(平成31年3月)

「都心部まちづくりビジョン」(令和4年2月)

「第3期宇都宮市中心市街地活性化基本計画」

(令和2年3月)

「JR宇都宮駅西口周辺地区整備基本構想」

(平成25年3月)

「第2次宇都宮都市交通戦略」(平成31年3月)

「第2次宇都宮市自転車のまち推進計画」

(令和3年5月)

7. 応募図書

(1) パネル (A2ボードに貼り付けたもの2枚)

5mm厚程度のA2判ボード(420mm×594mm額縁なし、2枚)に次のものを表現してください。なお、パネルの読みやすさに配慮し、文字サイズはなるべく大きく、文章の量が多くなりすぎることのないよう、留意してください。

(ア) 対象地区の整備構想

- ・ 地区の整備目標、コンセプト、方針
- ・ 縮尺1/2,500~1/5,000程度(目安)
- ・ 土地利用、基盤施設、施設配置

※ただし、対象地区全域を隈なくデザインする必要はありません。

(イ) 主要な提案空間のデザインイメージ

- ・ イメージパース、平面・断面図、模式図等を用いビジュアルな表現をすること

(ウ) 実現化方策

- ・ 機能導入、維持管理、運営や市街地整備推進の考え方や事業手法

登録番号の表記について

パネルの右上に、必ず登録番号を表記してください。詳しい表記の方法は、登録番号の交付とあわせて送付する注意事項を確認してください。

(2) パネルデータ (PDF)

(1)パネル2枚のPDFデータをメール添付にて送付してください。CD、DVD等のメディアでの提出は受け付けませんので、ご注意ください。データにおいても、パネル右上に、必ず登録番号を表記してください。なお、受賞作品は後日JPEGデータのご提出をお願いする場合があります。

- ・ パネル1枚を1データしてください。(2枚まとめて1データにしないでください。)
- ・ 1枚あたり8MB以下にしてください。

- ・応募登録時に交付される登録番号をファイル名の先頭に使用してください。

例：〇〇-①.pdf、〇〇-②.pdf

(3) 著作者証 (PDF)

事務局 HP より様式をダウンロードし、所定事項をご記入の上、PDF にしたものをメール添付にて送付してください。

8. 応募資格

- ・応募資格は一切問いませんが、日本国内に連絡先がある方に限ります。
- ・応募図書、応募登録、質疑等の文章は日本語によるものとします。

9. 応募作品等の取り扱い

- ・応募内容は、未発表のものに限ります。
- ・主催者は、応募者の氏名、応募作品名及び審査結果を課題地の自治体に通知します。
- ・該当自治体が、対象地区の構想実現を応募作品に基づき進める意向のある場合、応募者に対して計画策定業務への参加等について協議するものとします。
- ・応募作品の著作権は、応募者に帰属しますが、主催者は当競技の趣旨の範囲内で、公表等に当たって、応募作品を自由に使うことができます。なお、応募作品は返却しません。

10. スケジュール

(1) 応募登録期間

令和4年10月3日(月)～令和5年2月17日(金)

(2) 現地説明会

令和4年11月14日(月) 14:30～15:30

申込締切：令和4年11月7日(月)

(3) 質疑受付期間

令和4年11月14日(月)～11月21日(月)

応募登録締切：令和4年11月7日(月)

(4) 質疑応答書掲載

令和4年12月12日(月)頃

(5) 応募図書提出締切

令和5年3月3日(金) 17時必着

パネル・パネルデータ・著作者証すべて。

(その後に、提案内容等について、

個別に確認させていただく場合があります。)

(6) 表彰

令和5年6月(まちづくり月間期間内)

11. 応募登録・登録料振込

- ・登録は事務局 HP の登録申込フォームに所定事項を記入・送信の上、指定の銀行口座へ登録料 5,000 円をお振り込みください。クレジットカードによるお支払いも可能です。
- ・入金確認後、登録番号の付与をもって登録手続きの完了といたします。なお領収書は発行しません。振込時の明細書等で代用してください。なお、登録料は、理由の如何を問わず返金しません。
- ・登録番号は、登録通知書をメールで交付します。この登録番号は応募図書の提出にあたり必要となりますので、各人で記録・保存してください。交付には数日かかりますので、スケジュールに余裕を持って登録手続きを行ってください。
- ・グループで応募する場合は、代表者の方が登録を行ってください。登録手続き完了後に、代表者を変更する場合には、応募登録者専用ページ(詳細は12.を参照)内にある代表者変更フォームにご記入の上、送信してください。同フォームは、令和5年2月3日(金)頃に開設します。
- ・氏名には、必ずふりがなを付けてください。
- ・「奨励賞」は、「代表者及び共同提案者の全員が30歳未満」の若手を対象としています。登録の際には、ご検討ください。

12. 応募登録者専用ページの開設

- ・応募登録者のみ閲覧できる、応募登録者専用ページを事務局 HP に開設します。質疑応答書や現地説明会資料等、登録者に限り閲覧・ダウンロード可能な資料は、随時同ページに掲載します。
- ・同ページにログインするための ID・パスワードは、登録番号の交付とあわせてお知らせします。各人にて記録・保存してください。
- ・ID・パスワードは、応募登録者と一緒に作品を提出するグループのメンバー以外には、共有しないでください。

13. 現地説明会

日時

令和4年11月14日(月) 14:30～15:30

(受付開始 14:00、説明会後現地を自由行動)

会場

宇都宮市役所 14階 大会議室

(〒320-8540 栃木県宇都宮市旭 1-1-5)

- ・参加をご希望の方は、**応募登録を完了後、令和4年11月7日(月)までに**、応募登録者専用ページの参加申込フォームに所定事項を記入・送信してください。申込には登録番号が必要ですので、事前に登録手続きを完了してください。
- ・交通費等は自己負担とします。
- ・なお、新型コロナウイルスの感染状況によっては、現地説明会を中止する場合があります。その際は、同日時にオンライン (Zoom) による応募要領などの説明のみを実施します。

14. 質疑の提出方法と取扱い

- ・質疑を提出する方は、**令和4年11月7日(月)までに** **応募登録を完了**してください。
- ・質疑は、文書 (A4 用紙、その他フォーマットは不問) によることとし、質疑受付期間内にメールで事務局に提出してください。

- ・電話、Fax 等による問合せにはお答えできません。
- ・質疑応答書は、令和4年12月12日(月)頃に応募登録者専用ページに掲載します。同ページにログインし、ダウンロードしてください。
- ・質疑応答書は、応募要領及び関係資料の補足事項として取り扱うものとします。

15. 審査委員会及び賞

(1) 審査委員会

委員長

西村 幸夫(國學院大學教授、東京大学名誉教授)

委員

石川 幹子

(中央大学研究開発機構 機構教授、東京大学名誉教授)

伊藤 香織 (東京理科大学教授)

岸井 隆幸

((公財)都市づくりパブリックデザインセンター理事長、

(一財)計量計画研究所代表理事)

高見 公雄 (法政大学教授)

鎌田 秀一 (国土交通省都市局市街地整備課長)

佐藤 栄一 (宇都宮市長)

(2) 賞

- ・国土交通大臣賞 1点
賞状及び賞金 50 万円
- ・まちづくり・都市デザイン競技審査委員会賞 1点
賞状及び賞金 12 万円
- ・(公財)都市づくりパブリックデザインセンター理事長賞 1点
賞状及び賞金 5 万円
- ・奨励賞 2点以内
賞状及び賞金 3 万円 (各 1 点につき)
※「代表者及び共同提案者の全員が 30 歳未満」の若手を対象
- ・宇都宮市長特別賞 1点
賞状及び記念品

16. 失格

次の号に該当する場合は、失格となります。

- (1) 登録申込書、著作者証に虚偽の記載があった場合
- (2) 応募図書が期間内に提出されなかった場合
- (3) 審査に重大な影響を与えるような不正行為があった場合
- (4) その他、応募要領に対し大幅な違反があった場合

TEL : 03-6912-0799

E-mail : urbandesign_competition@udc.or.jp

17. 都市計画 CPD ポイント

作品提出者は都市計画 CPD ポイント (20 単位) を取得できます。CPD ポイントを取得希望の方は、事務局 HP の CPD 申請・受講証明書請求フォームよりお申込みください。なお、作品提出者が複数の場合には、それぞれの提出者が CPD ポイント (20 単位) を取得できます。(1 名の取得申請により、グループ全員分の受講証明書を発行します。)

18. 応募図書の提出先 (事務局)

(1) パネル (A2 サイズ 2 枚)

事務局に提出してください。提出方法は、持参・郵送等問いません。

(2) パネルデータと著作者証 (PDF)

事務局にメール添付にて送付してください。

メール件名には、登録番号を記載してください。

例：登録番号が 01 の場合は「01 パネル・著作者証 送付」としてください。

本文には、登録番号、応募登録代表者の氏名、メール送付者の氏名・電話番号を記載して、すべての PDF データを添付してください。受信データサイズの制限はありません。送信時にデータサイズの制限がある場合は、メールを複数に分けて送付してください。

提出先 (事務局)

(公財) 都市づくりパブリックデザインセンター

〒112-0013

東京都文京区音羽 2 丁目 2 番 2 号アベニュー音羽 206